

<報道発表資料>

令和8年6月26日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

民泊施設が周辺生活環境に与える影響に関する アンケート調査等の実施

京都市では、平成29年の住宅宿泊事業法（いわゆる民泊新法）の成立以降、市民生活を最重要視し、全国一厳しいといわれる条例の制定をはじめとしたルールの設定や徹底した違反指導により民泊の適正な運営の確保に取り組んできました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、観光客の急増に伴い、騒音やごみ出しといった近隣トラブルを生じさせる、不適正な運営を行う民泊が増加し、地域コミュニティに支障がもたらされています。

そうした中、民泊規制の見直し・強化を検討するため、有識者会議（京都市にふさわしい民泊の在り方検討会議）を設置し、多角的かつ専門的な議論を行うなど、令和8年度中の条例改正提案を目指しているところです。

この度、京都市にふさわしい民泊の在り方を検討するに当たり、以下の4つの調査を実施します。

- ① 民泊施設が周辺生活環境に与える影響に関するアンケート調査（民泊施設の近隣にお住まいの方向け）
- ② 民泊施設に関する市民アンケート調査（無作為抽出した市民の方向け）
- ③ 民泊に係る市民の意識アンケート調査（市民の方向けのWeb調査）
- ④ 民泊に係る観光客の意識アンケート調査（観光客の方向けの街頭調査）

【①民泊施設が周辺生活環境に与える影響に関するアンケート調査、②民泊施設に関する市民アンケート調査】

1 調査期間

令和8年7月4日（土）～令和8年7月27日（月）

※ 7月4日から順次ポスト投函を行ってまいります。

2 調査概要

①民泊施設が周辺生活環境に与える影響に関するアンケート調査

(1) 対象者

市内の民泊施設の近隣にお住まいの方（300施設、1施設につき4名～6名）

(2) 調査項目

- ・ お住まいの近隣の民泊施設について

- ・ 近隣の民泊施設への認識について
- ・ 民泊施設に対する印象及び周辺生活環境への影響について
- ・ 民泊施設による地域社会への影響や住民の行動・意識の変化について
- ・ 民泊施設の規制について
- ・ 民泊施設に対するご意見について

②民泊施設に関する市民アンケート調査

(1) 対象者

無作為抽出した京都市にお住まいの方 500名

(2) 調査項目

- ・ 民泊施設のイメージについて
- ・ 民泊施設による地域社会への影響や住民の行動・意識の変化について
- ・ 民泊施設の規制について
- ・ 民泊施設に対するご意見について

3 調査方法

アンケート調査票及び返信用封筒等を対象者のお住まいに投函

4 回答方法

郵送またはWebページからの回答

5 回答期限

令和8年7月27日（月） ※当日消印有効

【③民泊に係る市民の意識アンケート調査】

1 調査期間

令和8年7月6日（月）～令和8年7月27日（月）

2 調査概要

(1) 対象者

京都市にお住まいの皆様

(2) 調査項目

- ・ 回答者の属性について
- ・ 民泊に対する現状認識・課題認識について
- ・ 民泊に対する規制について
- ・ 民泊に対するご意見について

3 調査方法及び回答方法

下記URLまたは二次元コードから、本調査ページへアクセスし、Webフォームからご回答ください。

URL：https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=11701



4 回答期限

令和 8 年 7 月 27 日（月）

【④民泊に係る観光客の意識アンケート調査】

1 調査日

令和 8 年 7 月 1 日（水）以降

2 調査概要

(1) 対象者

京都市を訪れた観光客 300名程度

(2) 調査項目

- ・ 宿泊される施設等について
- ・ 民泊の規制について
- ・ 民泊に対するご意見について

3 調査方法及び回答方法

市内各所において、街頭アンケート調査を実施し、その場でアンケート調査票に回答いただく。

【お問合せ先】

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
民泊適正化推進担当

TEL：075-222-4135

FAX：075-213-2997

E-mail：eisei@city.kyoto.lg.jp